

第4章 施策展開

1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

国や専門機関の調査結果を収集し、地域の実情に応じた効果的な自殺対策が行われるように、統計分析や情報提供を推進するとともに、市町村自殺対策計画の改定を支援します。

| 中柱 | 小柱・施策 | ページ |
|--------------------|------------------------------------|-----|
| (1) 情報収集提供体制の充実 | ① 国、市町村、関係機関、団体と連携し、情報収集及び提供、相互の活用 | 41 |
| | ◇ 市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供 | 41 |
| | ◇ 地域自殺実態プロファイル等の情報提供 | 41 |
| | ② 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への情報提供 | 42 |
| | ◇ 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への提供 | 42 |
| (2) 地域に即した調査・分析の推進 | ① 自殺対策に関する統計的研究及び情報提供 | 43 |
| | ◇ 人口動態統計や自殺統計による自殺者の実態把握及び分析 | 44 |
| | ◇ 市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供【再掲】 | 44 |
| | ◇ 関係機関、民間団体との連携による情報収集、実態分析 | 44 |
| | ◇ 市町村自殺対策計画の改定支援 | 44 |

(1) 情報収集提供体制の充実

① 国、市町村、関係機関、団体と連携し、情報収集及び提供、相互の活用

【現状】

- ・ 国が指定する「いのち支える自殺対策推進センター」^{※1}は、都道府県及び市町村ごとの自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」等を作成しており、県は県精神保健福祉センター内に設置されている「かながわ自殺対策推進センター」を通じて、市町村等へ情報提供をしています。

【課題】

- ・ 広域的な視点で対策をする県と、住民に身近な基礎自治体である市町村が、重層的に実効性のある対策を実施する必要があります。
- ・ かながわ自殺対策推進センターでは、統計の分析結果を市町村等に提供していますが、効果的な自殺対策に取り組むため、各地域の特徴を把握しそれを踏まえた上での情報の提供が必要です。

【施策】

◇ 市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供

市町村が自殺対策を実施するうえで、また保健福祉事務所・センターが支援協力するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。

◇ 地域自殺実態プロファイル等の情報提供

国が指定する「いのち支える自殺対策推進センター」が作成する「地域自殺実態プロファイル」を継続的に市町村へ情報提供し、効果的な自殺対策の推進が図られるよう取り組みます。

※1 「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」第4条第1項に基づき、令和2年2月27日に国により指定調査研究等法人として指定。

② 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への情報提供

【現状】

- ・ 県警察本部では、県内で発生した自殺と断定した自殺者数について自殺統計数値を集計し、1年間の確定値を関係行政機関に提供しています。
- ・ 令和3年中の県内における自殺者数は1,222人で、前年に比べ47人減少しています。年齢別では、「50歳代」が245人と全体の約20%を占めており、次いで「40歳代」、「30歳代」となっています。20歳未満は37人で全体の約3%となっています。自殺の原因・動機が「健康問題」にあるものが、443人と最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」となっています。

【課題】

- ・ 正確な自殺統計数値を集計する必要があります。

【施策】

◇ 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への提供

県内で発生した自殺と断定した自殺者数について、正確に集計し、1年間の確定値を関係行政機関へ情報提供できるように取り組みます。

(2) 地域に即した調査・分析の推進

① 自殺対策に関する統計的研究及び情報提供

【現状】

- ・ 地域における自殺予防及び自殺対策を推進するためには、実態の把握が必要です。県精神保健福祉センター内に設置されている、「かながわ自殺対策推進センター」では、厚生労働省の「人口動態統計」^{※1}と警察庁の「自殺統計」^{※2}を分析し、市町村及び保健福祉事務所・センターへの情報提供をしています。
- ・ 自殺未遂者支援や自死遺族に対する支援、児童生徒に対する支援等は、民間団体や関係機関と連携し、自殺対策の実践に取り組んでおり、また、市町村等に対する情報提供についても適宜行っていますが、様々な課題に対する統計的研究については十分に取り組めていない現状があります。
- ・ 自殺対策基本法第13条第2項により、市町村が策定することとされている市町村自殺対策計画について、「かながわ自殺対策推進センター」が策定支援を行い、令和3年度までに県内全市町村で策定がなされています。

【課題】

- ・ 県及び市町村が取り組む、普及啓発や人材養成、自殺の多発場所への対策、ハイリスク者への対策等の自殺対策が、地域の実態に即して効果的に推進されるよう、統計の分析を継続的に行い、県及び市町村に適切な情報提供を行うことが必要です。また自殺対策の事業の計画及び評価等に役立つ統計となるよう、統計の分析の精度を高め、多角的かつ重層的な実態分析（統計的研究）についても取り組む必要があります。
- ・ 自殺未遂者支援や自死遺族に対する支援、児童生徒に対する支援等の実践から、民間団体や関係機関との連携強化を図り、相互に情報収集や情報提供を積極的に行い、地域における効果的な自殺対策を推進する必要があります。
- ・ 市町村自殺対策計画の改定を支援する必要があります。

※1 人口動態統計：厚生労働省の人口動態調査による日本国内に居住する日本人を対象に、死亡届・死亡診断書（死体検案書）に記載の住所地と死亡日時を基に計上。

※2 自殺統計：警察庁による総人口（日本在住外国人も含む）を対象に、発見地を基に自殺死体発見時点で計上。

- 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
(2) 地域に即した調査・分析の推進

【施策】

◇ 人口動態統計や自殺統計による自殺者の実態把握及び分析

県は、「人口動態統計」「自殺統計」を、県、保健福祉事務所・センター、市町村のそれぞれの地域エリアごとの分析を継続的に行い、多角的かつ重層的な実態分析（統計的研究）に取り組みます。

◇ 市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供【再掲】

市町村が自殺対策を実施するうえで、また保健福祉事務所・センターが支援協力するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。

◇ 関係機関、民間団体との連携による情報収集、実態分析

自殺未遂者支援や自死遺族に対する支援、児童生徒に対する支援等の実践から、関係機関や民間団体との連携強化を図り、情報収集・提供や統計的な分析を行い、地域における実態に即した効果的な自殺対策の推進に取り組みます。

◇ 市町村自殺対策計画の改定支援

市町村自殺対策計画について、「かながわ自殺対策推進センター」として、改定作業の支援を行います。